

近代期の台湾における定置漁具石滬の利用と所有

—1910年代の漁業権資料の分析を通じて—

Stone Tidal Weir Fishing in Taiwan in the Early 1910s

—Analysis of Documents of License on Fishing Right—

田和 正孝

TAWA Masataka

要 旨

台湾の伝統的な定置漁具である石滬について、1910年代に提出された漁業権免許申請の記載内容を分析することによって、当時の利用形態と所有形態を考察した。石滬は、干満差の大きい遠浅の海岸部に、馬蹄形や半円形、あるいは捕魚部を設けた形に石を積み上げて築造した大型漁具である。かつて本島北西部と澎湖列島に多数分布していた。国史館台湾文献館が所蔵する台湾総督府文書の中に、1914年の澎湖列島および1915年の台北庁芝蘭と新竹庁苗栗の石滬漁業権免許申請書類が保存されている。いずれも当時の石滬漁業を知るうえで貴重な資料である。小論では、これらの資料を用いて上記3地域の石滬の漁場利用形態と所有形態について比較検討を試みた。その結果、以下のような諸点が明らかとなった。芝蘭沙崙仔では石滬が共同で築造され、その後、所有権は親族を中心に継承されてきた。基本的には自家消費用の魚類を獲得するために使用されたと考えられる。しかし、個人が石滬を買収することによって、所有者は特定の者に集中する傾向が出現していた。所有者の中には、石滬を他人に貸与して賃貸料を得た者がいた。苗栗の外埔では石滬の持分（株）は基本的には男系親族が継承した。世代をこえて1株が次世代の複数者に分割して継承されることもあった。結果として、この継承方法が、各人が石滬を利用する（巡滬）回数を減らす結果を招いた。この背景には、漁獲量の減少もあったと考えられる。澎湖列島北部各郷の石滬の所有形態には2つの対照的な特徴が見出された。ひとつは、ほとんどの所有者が1基の石滬に関わっており、いわば郷全体で利用が平等になされている形態、もうひとつは1人がかなり多くの石滬に持分を有しているような形態であった。このような石滬への依存度の違いは、地域が農業を主たる生業としたか否かに帰結するであろう。文書資料の分析に、筆者が現地調査で得た知見を加え、「現代をして過去を語る」可能性をさらに探ることが今後の研究課題である。

【キーワード】 石滬、台湾総督府文書、漁業権免許申請書類、漁場利用、所有形態

1. はじめに

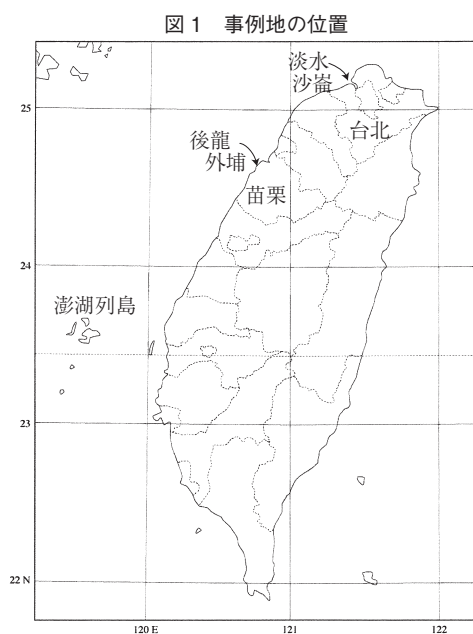
台湾には伝統的な定置漁具である石漚が数多く存在した。これは、干満差の大きい遠浅の海岸部に、馬蹄形や半円形、あるいは捕魚部を設けた形に石を積み上げた大型漁具である。日本で一般に石干見（イシヒビあるいはイシヒミ）と呼ばれる伝統的定置漁具と同じ構造のものである。石積みの高さは潮位差を勘案して決定される。すなわち、満潮時には漁具全体が海面下に水没し、上げ潮流によって接岸した魚群が石積みを超えて石漚内に入る。干潮に向かうと石積みで囲まれた岸側の全部または一部が徐々に干上がる。魚群は、下げ潮流にあわせて沖合へと戻ってゆくが、なかには石積みの干出によって沖へ向かう退路を断たれ、石積み内部に閉じ込められてしまうものがある。結果として、石積み内に残された魚類が、手づかみあるいは小型の囲い網やたも網などの補助漁具を用いて漁獲される。

石漚は本島北西部の淡水から苗栗までの海岸線および台湾海峡に位置する澎湖列島に分布していた。台湾本島ではチューホー（*chih-ho*）、澎湖列島ではスーフー（*shih-hu*）と呼んでいる。伝統的なレシーブ型の漁具であるため、漁船漁業が主体となってからは、漁具としての重要性は減退し、利用されないまま損壊が進み結果的に現存するものは少なくなっている。台湾本島では、淡水の沙崙に復元された石漚が数基、苗栗県外埔に漁具としての機能を有しつつ文化財として保存されているものが2基残っている。しかしながら、澎湖列島全域では2010年3月現在、590基の存在が確認され、このうちの約150基において魚とりが続けられている⁽¹⁾。

ところで、国史館台湾文献館（旧台湾文献委員会）が所蔵する台湾総督府文書の中に、1914年（大正3年）の澎湖列島および1915（大正4）年の台北庁芝蘭と新竹庁苗栗の石漚漁業権免許申請書類が残されている。いずれも当時の石漚漁業を理解する

ううえで貴重な資料である。台湾の漁業地理学者および筆者は、すでにこれらの一部を用いて澎湖列島と台北庁芝蘭沙崙仔における石漚の利用形態について考察を試みた（陳 1992；田和 2006、2010）。その結果、台湾における石漚漁業の位置づけが明確になってきた。しかし当時の石漚漁業については依然として不明な点も多く、今後も近代期の資料を検討しながら、石漚漁業についての研究を続けなければならない。

小論は、以上のような状況をふまえて、これまでの石漚の研究を回顧し、石漚に対する現代的な意味づけについて理解したうえで、石漚が集中して存在した淡水の芝蘭沙崙、苗栗県後龍鎮外埔、澎湖列島北部の3地域（図1）をとりあげ、1910年代の漁業権免許申請書類に依拠しながら、当時の石漚の漁場利用形態と所有形態について考察するものである。



2. 台湾における石漚研究

1) 石漚研究の系譜

石漚に関する研究の系譜についてはすでに田和（2003）で検討してきたので、ここでは後章の議論に導くために必要と考えられる部分のみについて記述することを断わっておく。

石漚に関する記述としては、日本統治時代のものが数多く残されている。当時、澎湖水産会の技師であった古閑義康が『台湾水産雑誌』に連載した澎湖列島の漁業調査報告（古閑 1917a～1917j、1918a～1918e）や澎湖廳水産課（1932）による漁業調査報告書のなかに見出すことができる。第二次世界大戦後になると台湾の漁業研究者による論文の中に散見されるようになった。また、日本における石干見研究の第一人者であった西村朝日太郎は、1979年に澎湖列島を訪ね、白沙島の通梁と赤崁において石漚に関する予察的な調査を実施した（西村 1980）。これらを石漚に関する初期の研究記録として位置づけることができる。

本格的な研究の開始は、1990年代以降まで待たねばならなかった。当時、国立台湾師範大学にいた地理学者の陳憲明と陳の指導のもとにあった澎湖出身の大学院生の顔秀玲が、この研究をリードした。陳と顔は、澎湖列島各地の漁業を研究する中で石漚の漁業技術、所有形態などにも注目した。陳（1992）は、列島北東部に位置する鳥嶼における漁業研究において、1910年代から1930年代の石漚漁業をとりあげた。ここでは、台湾総督府文書に収められた漁業権免許申請書類を用いた分析がなされている。顔（1992、1996）は、白沙島赤崁および列島最北部の離島吉貝嶼において漁業活動の空間組織について調査したが、漁業史的な記述の中で石漚をとりあげ、構造、名称の由来、所有権（持分）、漁具の分布とその数などについて分析している。これらの研究を、台湾人研究者による石漚の「発見」と研究の「開始」と考えて誤りはないであろう（田和 2003）。

陳はその後、石漚が利用されていた3つの漁村、すなわち吉貝、澎湖本島馬公市五徳、および西嶼（漁翁島）の赤馬を調査し、各地区にある石漚の形態、構造や石漚をめぐる社会・文化の特徴を考察した。その結果、吉貝ではとくに共同所有される石漚の築造における責任の分担や慣行、五徳では石漚の利用と廟管理の費用捻出との関係（1995）、赤馬では宗族による石漚利用のメカニズムについて解明するなど（陳 1996a）、多くの研究成果を発表した。さらにこれらの研究をふまえて澎湖列島における石漚漁業の位置づけも試みた（陳 1996b）。

筆者も同じころ陳の協力を得て、石漚に関する研究を開始した。1989年には、陳とともに台湾本島北西海岸の沿岸漁業について調査を実施し、苗栗県後龍鎮外埔において石漚の残存状況を確認した。石漚は台湾先住民の漁撈文化か、あるいは中国福建省沿岸部に居住していた海民が澎湖列島を経て台湾本島へ移住した際にもともたらされた漁業技術であるかなど、起源論や分布論も議論の対象とした（田和 1990）。その後、吉貝嶼において石漚の現況を調査し、所有者間での輪番利用のメカニズムを生態学的視点から分析した（田和 1997）。こうした研究をふまえて、澎湖列島における石漚が近代期から現代にいたる列島の漁業の中でいかなる位置をしめたか、その実態はどうであったかについて考えた（田和 2003）。謝英従（2001）は、後龍鎮外埔のある家に伝わる清代および日本統治時代初期の石漚売買契約書を見出し、その記述内容から代々にわたる所有状況や、澎湖列島から渡ってきたとされるこの家の先祖と平埔族との関係、本島北西海岸へ移住してきた歴史と石漚の伝播との関係性などについて考察している。

2) 文化資源としての石滬

1990年代、台湾では「在地文化」の見直しが叫ばれ、沿岸漁業地域の文化的景観あるいは伝統的な生活遺産である石滬にも注目が集まった。また海のレジャーの発展とともに、石滬を観光資源化する動きもみられるようになった。澎湖列島では、澎湖県立文化中心（文化センター）の事業として、1996年から1998年にかけて地元の生物・環境学者洪國雄が中心となり、一般市民約60名の協力を得て、列島全体に分布する石滬の悉皆調査がおこなわれた。その結果、本地域が石干見の世界的な集中地域であることが明らかとなった。洪の編著による報告書『澎湖的石滬』（1999）は、調査の結果明らかとなった550基以上の石滬について記した貴重なデータベースである。

2000年以降になると、石滬に対して、在地文化における文化財、体験型海洋ツーリズムの資源としての位置づけに加えて、文化的景観としての選定、文化資産登録などの動きが加わってくる。石滬は、台湾における初期の漁業文化を伝承する装置である。さらに澎湖列島の多くの石滬には袖状の石積み（伸脚）の中央部に沖側に向かって滬房と呼ばれる捕魚部が設けられており、その形を空中からながめれば、「如意」やめでたい「祥雲」にたとえることができる珍しい人文景観であるという点からも石滬が人気を集めるようになった。

澎湖県では、2005年に文化資産保存法（中華民國94年2月5日華総一義字第09400017801号）が整えられ、その第3条に文化景観が文化資産として古蹟・歴史建築・聚落、遺址とともに指定あるいは登録されるもののひとつに加えられた。石滬はこの文化景観に合致する内容を含むものであった。この動きに前後して、澎湖国家風景区管理處および澎湖県政府と民間部門が協力して、石滬の研究と広報・観光活動が進められ、2005年には澎湖石滬文化祭が開催された。また同年には、澎湖研究第五屆學術檢討會が「石滬漁唱」のテーマで催された（紀編2006）。2006年には澎湖采風文化学会と国立澎湖科技大学休閒系との共同で吉貝石滬文化体験營というイベントが開催されている。これらの諸活動の結果として、2007年には、澎湖列島の最南の七美嶼にある雙心石滬（2つの捕魚部を有する、ダブルハート形の石滬）を文化景観として保存するために文化資産保存法に登録することが澎湖県政府文化資産審議委員会を通過し、2008年には吉貝の石滬が県文化景観「澎湖石滬文化景観—吉貝石滬群」として登録された（李2009）。

2010年には馬公市内に澎湖生活博物館が開館した。同館には中心的な展示のひとつとして石滬のレプリカ並びに石滬漁業活動で使用される補助漁具などが展示され、ビデオを使って、石滬の石積み補修活動である「保滬」についての説明もある。

以上のように、近年の研究は台湾でもっとも数多くの石滬が現存する澎湖列島にほぼ限定され、

その研究内容は、石滬の文化資源化に相俟って、文化景観としての石滬に関する研究（盧2006；李2009）、石滬漁業の観光資源としての活用をめぐる研究（于2006；洪2006；梁・李2007）、石滬の築造技術（陳2006）、石滬の歴史的な位置づけ（王・陳2006）などが中心となっている。小論はこのなかの歴史的な基礎研究として位置づけることができよう。

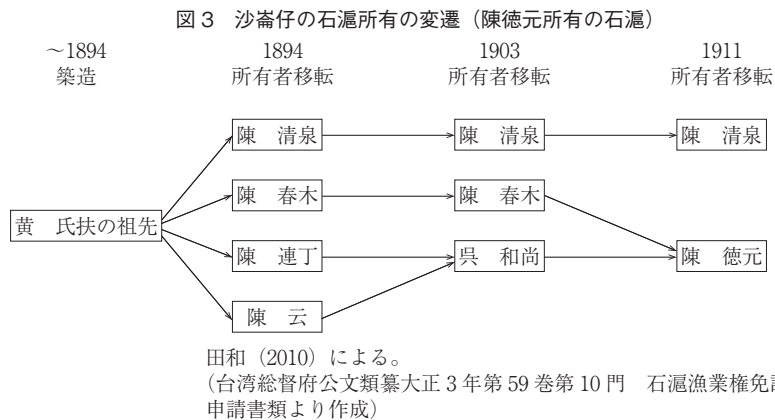
3. 台北庁芝蘭沙崙仔の石滬

台湾総督府公文類纂 大正三年第五十九卷第十門三には、台北庁芝蘭三堡沙崙仔庄地先にあった石滬30基の漁業権免

表1 大正初年頃の芝蘭沙崙仔の石滬

代表者	所有形態	所有数
葉南星	個人	3
洪文同	共同（ほか26名）	5
洪文同	個人	3
葉文旺	個人	6
黄保南	個人	2
林天恩	個人	7
陳徳元	共同（ほか1名）	1
陳徳元	共同（ほか1名）	3

（台湾総督府公文類纂大正3年第59巻第10門 石滬漁業権免許申請書類より作成）



者)の祖先が中国の泉州府安東県よりこの地に移住した当時、親睦の目的で築造したものであるという。この記述は、所有者の祖先が対岸にある中国大陸側（現在の福建省沿岸部）から移住してきたことを示すものである。石滬の築造技術が大陸側から伝播したことを示唆する可能性もある。

これらの石滬から得た収入は祭典費用にあてられ、また所有者らはその収入で旧交を温めた。27名の中には前述した別の石滬4基を共同所有する陳徳元も含まれる。

27名の共同所有による石滬は所有者が輪番で石滬を利用するのではなく、毎年3月末日までに入札がおこなわれ、他人に1年間貸し付けた。賃貸料は前金で徴収され、その金は所有者が輪番で保管した。天災その他によって石滬が破損した場合には、賃借人が修理することとなっていた。入札が共同所有者間でおこなわれたのか、あるいはそれ以外の者に開かれていたのかは、復命書の記述からは明らかでない。石滬から得た収入は祭典に用いられ、いわば基本財産と位置づけられたので、地元でこれらの石滬の利用と所有をめぐる係争はなかったようである。

沙崙仔の石滬の所有形態と利用形態についてまとめてみよう。

まず、当時より4代くらい前に石滬が共同で築造された。所有についても共同による所有であった。基本的には自家消費用の魚類を獲得するために使用され、余剰分は販売されたと考えられる。娯楽費を得るために築造された石滬は、その後、廟など宗教施設において執り行われる祭典費用を捻出する目的にも用いられ、共同利用形態が維持された。他方において、時代とともにすでに築造されていたものを個人が買受けることによって、所有者は特定の者に集中する傾向が出現した。これらの石滬は個人利用や共同利用がなされたほか、なかには別の住民に新たに貸与されたものもあった。石滬を他の住民に貸与している所有者は、富裕な農民層の可能性が高い。彼らは、毎年、農業収入のほかに石滬の賃貸料を得ていたことになる。

個人で石滬を利用する場合、石滬自体の規模にもよるが、漁獲時間と潮時との関係からいうと2基の同時利用が限界である。したがって、3基を個人利用している洪文同の場合、利用にあたって別の使用人を雇い入れたり、家族や親族の別人が参加したりして漁業活動をおこなう必要があったであろう。

4. 新竹庁苗栗一堡外埔庄の石滬

新竹庁苗栗一堡外埔庄は現在の苗栗県後龍鎮外埔にあたる。2万分の1台湾堡図「後壠」(1904)によると、外埔は台湾海峡に面した海岸線の集落として描かれている(図4)。中港溪や後龍溪など台湾の中央山脈西側斜面から流れ出る河川による岩盤の侵食と運搬作用によって土砂と岩石が河口域にもたらされ、加えて冬季の強い北東季節風が海岸部に砂・礫浜を発達させてきた。海岸には、石滬を築造するために用いられる丸みを帯びた転石が大量に散在した。沿岸の居住者は半農半漁的生活であったと考えられる。台湾堡図によると陸側に広い土地がある。しかし、地目は空白のまままで明らかでない。おそらく畑作が営まれていたのであろう。1989年の現地調査によると外埔

では砂丘地農業がさかんで、木麻黄の防風林によって囲まれた畑地にはスイカや落花生、サツマイモ、キャベツ、カリフラワーなどが栽培されていたことを付言しておく。漁業としては、小型の竹イカダ（漁筏）を用いておこなう釣漁と網漁、そして石滬があった。

台湾総督府文書に含まれる台湾総督府公文類纂 大正三年第五十九卷第十門三には、新竹庁にある石滬の漁業権免許申請書が収められている。この資料から苗栗一堡外埔庄地先にあった石滬をとりあげ、利用形態と所有形態について考察してみよう。

表2は外埔庄地先にある石滬13基を示したものである。漁業免許は、「特別免許石滬漁業」であり、漁獲対象は、鯧（カタクチイワシ）、白腹（サワラ）、その他の雑魚、漁業期間は周年、漁業権の存続期間は10年であった。13基とも共同所有によって営まれていた。

外埔庄地先の漁業権免許資料にはそれぞれの石滬の規模について、表2にある通り、間口幅、最大幅、奥行が示されている。規模と形態はいずれもよく似ており、間口が190～200m、そこから沖側に向かってやや幅を広げるようにして石垣が築かれる。最大幅は間口よりやや広めで200～208mに達する。沖側へは170～177m張り出している。いずれも馬蹄形となる。築造年は、最も古い石滬で1810年代であり、もっとも新しいものは1900年代初頭に造られた。

各石滬の漁業権免許申請書には、共同所有者の氏名と住所番地（番戸）が併記されている。そこで各人がどの石滬を所有しているかを確認するために、表3を作成した。これによると合計75名の所有者（延べ人数は113名）がいることがわかった。このうち49名は1基の石滬に関わるのみ

図4 後龍鎮外埔付近



台湾総督府臨時台湾土地調査局調製『台湾堡図』中の「後壠」（1904〈明治37年〉）の一部。転載にあたっては、遠流出版事業股份有限公司復刻版（1996年）を使用した。

表2 大正初年頃の苗栗一堡外埔庄地先の石滬

識別番号	免許番号	名称	所有者	推定構築時期	規模		
					間口	最大幅	奥行
1	146	四坪滬	朱石ほか6名	1870年代	106間2尺	110間5尺	93間4尺
2	148	新坪	洪英ほか9名	1810年代	109間1尺	113間3尺	96間1尺
3	151	会番	鄭潭ほか5名	1890年代	107間4尺	111間3尺	94間2尺
4	152	到櫃仔	朱堯ほか12名	1887年頃	106間1尺	109間4尺	94間1尺
5	169	乾鼻仔	洪俊ほか5名	1880年代	106間3尺	110間3尺	93間5尺
6	171	武乃	朱寶傳ほか9名	1880年代	109間1尺	113間2尺	93間4尺
7	172	新滬仔	朱萬居ほか4名	1870年代	106間4尺	110間2尺	93間5尺
8	173	大新滬	葉闔ほか10名	1903年	106間5尺	110間1尺	93間5尺
9	174	深温	郭榮ほか3名	1904年頃	106間2尺	112間2尺	95間5尺
10	175	外湖	朱天成ほか4名	1890年代	109間2尺	114間3尺	95間1尺
11	177	河狗	葉元ほか17名	1905年頃	107間1尺	111間5尺	93間3尺
12	178	沙仔坪	呂印ほか5名	1894年頃	106間4尺	111間1尺	97間3尺
13	180	新頂	陳水順ほか6名	1885年頃	106間2尺	112間2尺	94間2尺

（台湾総督府公文類纂 大正3年第59卷第10門 石滬漁業権免許申請書類より作成）

注）1間（6尺）= 1.818m

表3 外埔における石滬の所有者一覧（1914年）

氏名	番地	四坪仔	新坪	会番	到櫃仔	乾鼻仔	武乃	新滬仔	大新滬	深温	外湖	河狗	沙仔坪	新頂	所有数
呂海山	394										○				1
朱恒生	431							○							1
林清寿	431											○			1
陳和	462			○											1
陳普旺	466					○									1
洪登寿	479											○			1
洪陸	479											○			1
葉闖	495						○		◎						2(1)
葉清狹	495								○						1
朱石	503	◎				○			○						3(1)
葉元	509								○			◎			2(1)
葉清雲	509								○			○			2
朱福祺	517						○								1
朱壳	521				◎										1(1)
呂印	539												◎		1(1)
朱枝財	540				○										1
朱寶傳	540						◎								1(1)
朱乞食	540											○			1
朱來春	542		○					○	○			○			4
朱萬和	544												○		1
洪萬居	547		○												1
葉天財	547					○			○						2
謝權	547						○		○						2
謝賞	547								○						1
朱萬發	547							○							1
朱萬居	548			○				◎				○			3(1)
朱達	549						○								1
黃戊山	553			○											1
陳天賜	560						○								1
鄭潭	564			◎								○			2(1)
鄭聰	564			○								○			2
鄭係	564			○								○			2
鄭清通	564			○								○			2
林性	564											○			1
朱生	565				○										1
葉天送	565						○					○			2
呂坪	565						○		○			○		○	4
呂恒	565											○			1
洪福居	566						◎							○	2(1)
洪棟	566						○							○	2
洪清秀	566						○							○	2
洪英	573	○	◎	○											3(1)
陳興	573	○													1
陳芋飽	573	○													1
洪乞	573	○	○		○										3
洪粉鳥	573	○	○		○										3
洪番	573	○	○												2
洪石定	573		○		○										2
洪祥	573		○		○										2
洪清相	573				○										1
葉恭和	573				○										1
洪續	573				○										1
洪陣	573				○										1
洪文傳	573												○		1
朱鳥晚	573												○		1
朱狡	575												○		1
陳地	578					○									1
朱萬由	578												○		1
陳杉	578													○	1
陳萬典	583						○								1
朱勇	592										○				1
朱海山	594		○		○		○								3
李愿	595		○												1
陳乞食	595				○	○			○					○	4
朱天成	595										◎				1(1)
朱旺	595											○			1

氏名	番地	四坪仔	新坪	会番	到櫃仔	乾鼻仔	武乃	新漚仔	大新漚	深温	外湖	河狗	沙仔坪	新頂	所有者数
陳真	621									○					1
郭榮	640									◎					1(1)
陳水順	656													◎	1(1)
王氏月	657													○	1
張氏倫	664									○					1
王珠	672									○					1
王參	672										○				1
朱福	677							○			○				2
葉江琳	695													○	1
所有者数		7	10	8	13	8	10	5	11	4	5	17	6	9	113

◎は漁業権免許申請の代表者を示す
 所有者の()内の数字は漁業権免許申請の代表者(うち数)を示す
 (台湾総督府公文類纂大正3年第59巻第10門 石漚漁業権免許申請書類より作成)

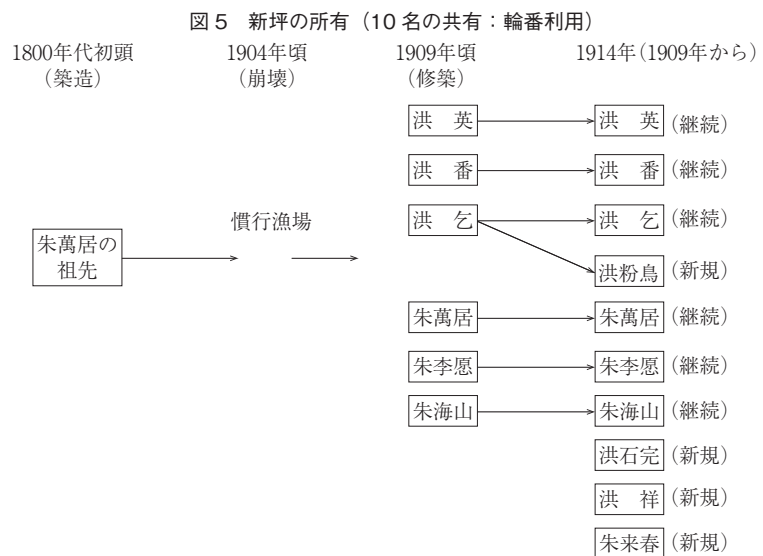
であり、残り26名が複数基(2基に関わる者が17名、3基に関わる者が6名、最多の4基に関わる者が3名)の石漚に名を連ねている。当時、漁獲量が多かったとしても、所有者が持分(株)を平等に保有し、これに基づいて毎日、輪番制によって利用順が決定していたと考えるならば、たとえば深温で4日に1回、所有者数をもっと多い河狗では17日に1回の利用となる。このような利用に基づく漁獲収入だけでは、生活を支えることはできなかったのではないか。すなわち、各所有者は、他の職種、特にこの地域の主たる産業である農業に従事していたと考えるのが妥当ではないだろうか。農業者の場合、昼の干潮時であれば、漁業活動によい潮時を選んで農作業をいったん休止し、漁獲のために石漚に向かえばよいわけであり、農業と石漚漁との併営が可能となる。石漚で得た漁獲物を自家消費するだけでなく一部を販売していたとしても、この地域の生活が主農副漁形態であったと考えるのが適当であろう。

以下では、いくつかの石漚の所有形態について復命書の記述にしたがって詳しくみておこう。

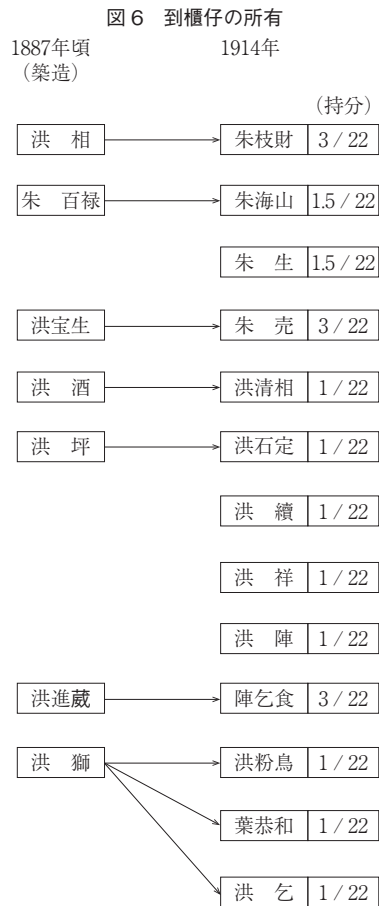
四坪仔 四坪仔は申請代表者の父親ほか4名が共同して築造し、経営した。その後、彼らの子孫がこれを継承し、また新たに3名が持分を買受け、共同利用にいたった。買い受けの方法は不明である。各自、輪番で利用した。

新坪 新坪(図5)は、当時より100余年前、外埔庄に在住していた者によって築造された。以後、慣行漁場として利用されてきた。10年前(1904年頃)に崩壊し、その後放置されていたが、5年後(1909年頃)、築造者の子孫1名に新たに5名を加えた計6名が共同して修築した。その後、3名が加わり、さらに修

築にかかわった1名が半株を他人に売却した。その結果として、10名が2名ずつ共同して、毎日、輪番制によって利用した。復命書の記載からは、平等に権利行使されているように推察されるが、3名がなぜ新たに加わることができたのか、所有している株をなぜ6株から9株に増やしたのか、その時に何らかの条件が付帯されなかったのか、半株を得た新規の者が、他の者と同様に毎日の輪番に



(台湾総督府公文類纂大正3年第59巻第10門 石漚漁業権免許申請書類より作成)



(台湾総督府公文類纂大正3年第59巻第10門 石滬漁業権免許申請書類より作成)

なぜに加わることができたのかなど疑問点が多い。

到櫃仔 到櫃仔は、1887 (明治20) 年頃に7名が共同して築造した。その後、図6のように株が譲渡売買され、それらが継承されてきた。到櫃仔については持分の記載が唯一残されている。株数は22株で、図中に示したように、所有者13名中3名が22分の3、2名が22分の1.5、残り8名が22分の1を所有している。合計すると22分の20となり、22分の2の不足が発生している。これは、免許願に名を連ねるもう1名で書類から抹消されている出願者が所有していた可能性がある。なお、利用方法についての記載はない。

外埔近辺の石滬利用と所有について、1989年の現地での聞き取りによって得た資料と付き合

わせながら、さらに考察を進めよう。

外埔には、1960年代以前には17基の石滬があった。しかし、漁船漁業の発達による乱獲とともに、中港流域地域からの工場排水による海域汚染によって漁獲量が減少し漁具が放棄されたことや、石滬の石が漁港整備のために転用されたことによって、1989年当時現存していた数は4基のみであった。石滬の利用は輪番制によっていたが、魚が少ない時には、誰が利用してもよかった。他の者が漁獲した場合、当日の権利者は、漁獲量が多かった場合にはその何割かを得た。漁獲が少量の時には、分配を求めなかったという。これは、魚が少なくなり、また壊れた石積みの修築があまりおこなわれなくなってから確立してきたルールであると考えられる。

ところで外埔に隣接する水尾社秀水里の里長趙萬枝氏 (1989年当時72歳) によると、秀水里にはかつて6基の石滬があった。現存しているもの1基には肚塩という名称がつけられていた。これは、趙氏の父をはじめとして7名が共同で築造したものであった。利用形態としては輪番制がとられ、父の時代には7日に1回、操業順がまわってきた。漁獲量の多い石滬は、1基の価値が20万元にも相当した。農地3ha分の価格に相当したという。戦前期には、1基を7名で共同利用すれば生活が十分できた。次の世代となった1980年代後半には所有者は42名に増えている。したがって、趙氏は42日に1回、利用の順番が巡ってくるだけである。石滬は農地0.3ha分の価値もなかった。

所有者の世代が交代する場合、基本的には男系の親族 (所有者の子供) に継承された。たとえば、7名の所有者がいる場合、各所有者は7日に1度、石滬を利用できた。仮に各所有者がそれぞ

れ3名の男の子を持ち、それぞれに権利を3分の1ずつ与えたとする、子供の世代には、21日に1回の利用となった。

そのほか、ある所有者が、所有権を他人に譲渡してもよかった。所有権は分割して売買されることもあった。権利を取得した者は、利用が輪番制なので、自らが操業できる日を記憶しておく必要があった。

1989年当時、外埔の里長をつとめていた朱清朝氏は、新漚仔の所有者の1人であった。この石漚は曾祖父の時代に築造された。名称から考えると、大正年間に存在した新漚仔のことであろう(前掲表2)。復命書によると、新漚仔は、「今ヨリ三十五六年前(1870年代と推定される:筆者注)朱萬居及朱萬發(兄弟)ノ父朱陣、朱福、朱來春、朱恒生ノ四名共同シテ築造」したものである。持分(株)は、この後、多くの者に分割継承されてきた。朱清朝氏は、13か月に3回の利用順がまわってきただけであった。1980年代以降、石漚による漁獲がほとんどなく、この漁具自体がすでに機能していなかったことが推察される。

5. 澎湖列島北部の石漚漁業

台湾総督府文書のなかに1913(大正2)年から1915(大正4)年にかけて澎湖列島北部に位置する白沙島およびその周辺島嶼部の各漚⁽³⁾(図7)から提出された石漚漁業権免許に関する申請書類が収められている。第四十七卷甲 殖産(水産)文書「一、民殖四九四三 石漚漁業権免許 郭元外百七十七名」は、1915(大正4)年9月21日付で殖産局長、商工課長、庶務課長、民政長官、総督へ宛てられた「漁業免許ノ件」に関する府内の文書から始まる。所定の用紙に必要事項が記載されたうえで、各部署に回覧され、役職者が捺印することになっている。漁業権免許資料の復命書が殖産局商工課の宮坂彌吉と杉尾喜高によって、1914(大正3)年10月6日付で提出されている。澎湖庁においては出願件数が418件あったが、このうち比較的急を要する石漚漁業権免許178件(文書中には181件あったという記録についての訂正がある)に対して実査した結果の報告である。復命書の内容について若干の説明を加えておきたい。

復命書には、まず石漚漁業についての説明がある。この漁具は、浅海や干潟に築かれた高さ2尺から7、8尺(0.6m~2.5m)の湾曲した石堤である。満潮時には石堤が水中に没し、干潮の際には漸次露出する。満潮時に石漚内に入った魚類を、沖合側の適当な場所に設けられた虎目と称される捕魚部におとし込み、そこで副漁具を使用してこれらを捕獲する。このように澎湖列島北部の石漚にみられる一般的な形態として、捕魚部が設けられていた

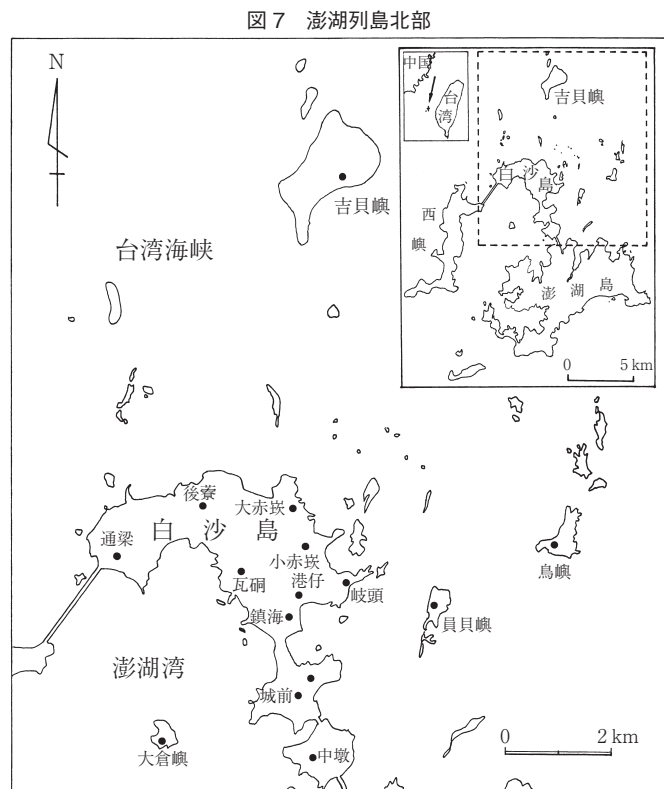


表4 石滬の構築年代

1910年頃より	通梁郷	大倉郷	中墩郷	港尾郷	鎮海郷	岐頭郷	大赤崁郷	小赤崁郷	鳥嶼郷	瓦硎郷	後寮郷	吉貝郷	計
1～10年前					1								1
11～20年前											1	2	3
21～30年前											1	5	6
31～40年前												2	2
41～50年前	1			2						1		2	6
51～60年前	1										3	1	5
61～70年前											1	4	5
71～80年前	2										1	3	6
81～90年前	1		1				2				1	1	6
91～100年前	5		2	1		3				5	7	8	31
101～110年前										1		12	13
111～120年前	3					1			13			2	19
121～130年前	1					1	1					3	6
131～140年前	1												1
141～150年前						1					2	8	11
151～160年前						1							1
161～170年前													0
171～180年前												1	1
181～190年前													0
191～200年前													0
201年以上前	2			1			2	4			1	10	20
不明	4	6		3			9				5	5	32
記載なし					2							1	3
計	21	6	3	7	3	7	14	4	13	7	23	70	178

田和（2006）による。

（台湾総督府公文類纂大正4年第47巻殖産（水産）の石滬漁業権免許申請書類より作成）

ことに注目しておきたい。復命書は続けて、澎湖の石滬が台湾本島北部および西部沿岸に見られるものと同一の形態であると記述している。しかし、台湾本島の石滬は半円形あるいは馬蹄形で捕魚部は設けられていない。なお、石滬の規模について、おおむね甚大で面積が数甲から数十甲歩（1,000 m²～10,000 m²）に及ぶとの記述が加えられている。

続いて副漁具の構造についての説明がある。副漁具中もっとも規模の大きい紗網仔（地方名で苓網：まき刺網）の構造が詳述されたのち、小規模なものとして、虎目を建てきる楫仔網（小型の建網）、虎目内で魚をとる撞網（すくい網・たも網）が掲げられている。漁業の時期は年中である。

漁具、漁法、漁業の時期は各件とも同一であるため、一括の記載に留め、各漁業権免許については、漁場の位置、石滬名、漁獲物の種類および慣行についての調査結果を記載している。このうち当時の漁場利用や所有状況についてわかるのは、慣行に記載された内容からである。ただし、内容の多くは、「本滬ハ今ヲ去ルコト約〇〇年前願人ノ祖先共同シテ開拓セラレ来代々継承シ来レルモノニシテ他ニ縁故関係等ヲ有スル者ナシ」という画一的な記述が多い。築造年代は80%以上の石滬に説明がそえられているので、1910年代をおおよその基準年として表4にまとめた。200年以上前に遡れるものが20基あった。もっとも古い石滬は清代にあたる1700年初頭には築造されていたことになる。もっとも新しいものは鎮海灣鎮海郷の馬頭地先に設けられた萬丈尾滬と称される石滬で、「本滬ハ今ヨリ十年前願人自ラ之ヲ築造セルモノ」であった。

表5 通梁郷における石漚の所有

所有者	番戸	海興	虎目	大礁北腰	大礁南腰	南郊	高頂漚	海城漚	過漚	溝漚	陸坪	牛角水	發西	連礁仔坎漚	連礁下漚	甲仔頂	整風	坪尾	船頭漚	船仔屈門	下底	南腰	葉林漚	関係する石漚の数	
	10名(12株)	6名(6株)	4名(4株)	3名(3株)	9名(9株)	1名	1名	1名	1名	1名	1名	5名(5株)	4名(4株)	11名(30株)	11名(30株)	6名(6株)	4名(4株)	4名(4株)	1名	4名(4株)	6名(9株)	4名(6株)	4名(8株)	1	
鄭庇	1																							1	
葉井	2		○			○																			2
鄭陸	4		○	○																					2
鄭架	5																								1
洪鎮	8	○(3株)																					◎(3)	◎(4)	3
洪府	8	○																					○(1)	○(2)	3
洪勝	9																						○(1)	○(1)	1
洪水	16	○																					○(1)	○(1)	2
洪葉	20	◎																							2
鄭長	29														○(1.5)	○(2.5)									2
鄭道	32														○(1.5)	○(2.5)									3
鄭智	32																								1
鄭餘	35																								1
鄭足	36																								1
鄭國	37																								1
陳自	40																								1
鄭自	41														○(2.5)	○(2.5)									2
鄭吉	48																								1
鄭理	50														○(2.5)	○(2.5)									2
陳泥	51																								1
鄭育	53														○(3)	○(3)								○(1)	2
鄭潤	56																								1
鄭珠	59																								1
陳芝	60																								1
陳芸	62														○(1)	○(1)									3
陳張	63														○(2.5)	○(2.5)									2
鄭種	68		○																						2
陳任	70		◎																						2
鄭岱	75		○																						2
鄭列	75																								3
鄭帝	76														○(2)	○(2)									2
鄭慈	79		○																						4
鄭典	84																								1
鄭典	85																								3
鄭柔	85																								2
洪允	90																								1
陳符	93																								1
鄭傑	100																								2
鄭錦	103																								2
鄭鵬	105																								1
鄭用	108														◎(2.5)	◎(2.5)									3
戴自	114																								1
鄭順	123																								1
陳秋	124																								1
鄭庭	124																								3
林德	127																								2
林益	130																								1
林欣	131																								2
林進	134																								1
林登	135																								1
張瓜	139																								1
張瓜	142																								1
張抱	143																								1
張抱	144																								2
陳智	149																								1
陳亨	151																								1
陳富	153																								1
陳禮	154																								1
鄭良	154																								2
陳呈	153																								1
陳越	157																								1
陳賈	158																								1
林辨	161																								1

注) ◎は漁業免許申請の代表者を表す。
 ()の数字は持分數(株數)を表す。数字のないものはすべて1とする。
 ()の数字は持分數(株數)を表す。数字のないものはすべて1とする。
 (台湾総督府公文類纂大正4年第47卷殖産(水産)の石漚漁業免許申請書類より作成)

表6 大倉郷における石滬の所有

所有者	番戸	船 坂	線仔下	破 滬	北 坪	倒 埕	門 口	関係する 石滬の数
		5名(5株)	7名(7株)	7名(7株)	5名(5株)	7名(7株)	3名(3株)	
陳 料	2		○	○	○	○	○	5
鄭 品	3	○						1
陳 純	4		○	○				2
陳 科	4				○	○		2
陳 廉	5	○	○				○	3
陳 堯	5	○						1
陳 念	5	○						1
陳 權	6		○			○		2
陳 南	6			○	○			2
陳 来	7						○	1
陳 登	9				◎			1
陳 清	10	◎						1
陳 文	11		○					1
陳 成	11			○				1
呂 揆	11					○		1
陳 龍	12		○	◎		○		3
陳 石	13		◎			◎		2
陳 排	13			○				1
陳 賜	14			○	○	○		3

注) ◎は漁業権免許申請の代表者を表す。

(台湾総督府公文類纂大正4年第47巻殖産(水産)の石滬漁業権免許申請書類より作成)

慣行に記された説明から、当時のどのような所有形態と利用形態が明らかになるであろうか。以下では、特徴的な記載内容を薄別に取り上げてこのことについて考察してみよう。

1) 通梁漚

通梁郷 通梁郷は白沙島の西端に位置する集落で、石滬は澎湖湾側と台湾海峡側に広く分布し、その数は21基を数えた。各石滬の所有状況を示したものが表5である。このうち高頂滬、海墘滬、過溝、槿坪、船頭滬の5基は、願人1名のみで漁業権免許が申請されており、この点からいえば個人所有である。これらは澎湖内湾の紅眠床と呼ばれる地先の南部および東南部に集中している。高頂滬、海墘滬、過溝、槿坪は願人の祖先が築造したもの、船頭滬は願人の祖先が共同で築造したものとなっている。

石滬の所有には62名関わった。このうち1基のみに関わる者が34名、2基に関わる者が19名、3基に関わる者が8名、4基に関わる者が1名であった。各石滬の共同所有者数は3名から11名の幅がある。仮に各石滬とも輪番制で利用がなされていると仮定すると、月間に20日以上の出漁が可能な者は、2基の代表者を務め、3基に関わっている8番戸に居住する洪鎮および85番戸の鄭柔、4基に関わる79番戸の鄭窓のみであった。

以下で特徴的な所有形態の石滬についてみておこう。

大礁南腰と呼ばれる石滬は3名によって所有されていた。約100年前に願人らの祖先が共同で築造し、その後、慣行漁場として代々継承されてきた。願人は鄭窓を代表者とし、鄭帝と鄭柔が加わっている。持分はそれぞれ3分の1ずつであった。鄭帝には鄭北という弟がおり、3分の0.5の持分を有し、鄭帝も同様に3分の0.5を所有していた。しかし、鄭北は当時、台南地方に出稼ぎに出ているため、申請書の個人名欄に押印できなかった。1913年に出稼ぎ地に向けて出発する折

表7 中墩郷における石漚の所有

所有者	番戸	西面漚	東半流	深漚坎	関係する 石漚の数
		10名(10株)	7名(6株)	6名(6株)	
鄭柱	3			○	1
棟断	4		○		1
楊晋	24			○	1
鄭別	29			○	1
鄭千	32		○	◎	2
鄭安	34			○	1
鄭生拿	36			○	1
鄭用	37		○		1
鄭水	37		○		1
郭元	63	◎			1
郭氏墨	67	○			1
郭由	74	○			1
郭合興	75	○			1
呂添丁	77	○	◎		2
呂籃	77		○(0.5)		1
呂迫	78		○(0.5)		1
鄭文	79	○			1
郭允	83	○			1
郭宏	84	○			1
郭針	85	○			1
謝氏激	85	○			1

注) ◎は漁業権免許申請の代表者を表す。

()の数字は持分数(株数)を表す。数字のないものはすべて1とする。
(台湾総督府公文類纂大正4年第47巻殖産(水産)の石漚漁業権免許申請書類より作成)

に一切の家事上のことを委任してこの地を離れた。したがって、この石漚は、表面上は3名による共同所有となっていた。

連礁船仔坂漚は、11名の共同所有である。願人のうち鄭自を除く他の10名に鄭柱という者を含めた11名の祖先が共同して開拓したが、40年前、鄭柱の持分が鄭自によって買収された。

坪仔頂は林要件、林有、林望麟、林吟討、林程の5兄弟に鄭拖を加えた6名で築造し、輪番利用をしてきた。漁業権免許申請時の願人はいずれもこの6名の子である。

豎風は50年前、張通と郭発の2名が築造し、慣行漁場として輪番で経営してきた。この2名が約40年前に死亡したため、張通の持分は子の張拖と林連の兄弟、郭発の持分は子の陳珠と陳泥の兄弟にそれぞれ相続された。

大倉郷 大倉郷は澎湖湾中央部に位置する大倉嶼にある集落である。島周辺に石漚が6基存在した(表6)。いずれも願人の祖先が本島へ移住したときに築造したものである。所有に関わる19名のうちの18名が陳姓である。口碑によれば200年以上前に築かれたという。慣行の内容は6基とも同様であった。各石漚の所有者数は、7名による所有が3基、5名による所有が2基、3名による所有が1基であった。いずれの石漚においても所有者数と株数は一致している。1基または2基の石漚に関わる者が19名中15名である。平等に輪番利用がなされているとするならば、5基に関わる2番戸の陳料を除けば、月間の出漁日数は4、5日間から2週間までであり、石漚漁業は副業的な利用にとどまっていたとみることができる。

表8 港尾郷における石滬の所有

所有者	番 戸	大 滬	横 滬	破滬仔	深 滬	南 郊	猪漕流滬	草寫滬仔	関係する 石滬の数
		8名(8株)	7名(6株)	6名(6株)	5名(5株)	8名(7株)	1名	3名(6株)	
郭 周	5			◎					1
呉 寶	14							○	1
呉清瑞	16			○					1
楊 詞	23				○	○			2
楊 成	25			○					1
楊自己	27					○(0.5)			1
呉 寮	30			○					1
壬 選	30					○			1
呉 號	31					○			1
呉馮美	35					○(0.5)			1
呉三許	36					○			1
林 鷹	44		○						1
林雲行	45		◎						1
呉文董	51			○					1
呉辛巳	54		○						1
呉 荐	54		○						1
呉安然	60	○							1
呉安東	61				○				1
黄 才	62	○(0.666)							1
許 虎	64				○				1
呉自寛	66		○						1
鄭 榮	73							○(2)	1
呉崇山	78				○				1
陳 潤	80	◎(1.834)							1
郭 皎	81					◎			1
蕭 秋	92			○					1
呉長庚	97	○(0.5)	○(0.5)						2
陳淵堂	100							◎(3)	1
呉 秋	101		○(0.5)						1
陳順親	103					○	◎		2
郭怡貞	107				◎				1
郭文水	115	○							1
林 泉	港仔 60	○							1
郭 桓	港仔 87	○							1
蕭 枝	港仔 109	○							1

注) ◎は漁業権免許申請の代表者を表す。

() の数字は持分数 (株数) を表す。数字のないものはすべて1とする。

(台湾総督府公文類纂大正4年第47巻殖産(水産)の石滬漁業権免許申請書類より作成)

2) 瓦硯灣

中墩郷 中墩郷は、古閑(1918a)によれば、1910年代の戸数が107戸、人口は591人であった。このうち農業者425人に対して漁業者は専業1人、兼業21人にすぎなかった。ここには3基の石滬があった(表7)。所有者は21名おり、このうち19名が1基のみに関わっていた。所有者が農家か漁家のいずれかは明らかでないが、ほとんどが1基の石滬のみに関わっている状況は、石滬による漁獲が基本的には自家消費用であったからではないかと推察される。あえていうならば、中墩の事例は農業地帯にみられる石滬の利用と所有形態といえるのではないだろうか。

港尾郷 港尾郷には7基の石滬があった。これらの所有形態は表8に示した通りである。6基は共同所有、猪漚流滬は個人所有であった。35名の所有者がいるが、このうち32名が1基のみに関わる共同所有者であった。港尾も前述した中墩同様、農業を主たる生業としており、石滬は農家の「おかずとり」として機能していたとみるのが適当であろう。

石滬は基本的には持分を代々継承して維持してきたが、なかには石滬自体を買収したり、共同所有者の持分を買収することで、新規に所有者の一人として参入したりすることがある。港尾の2つの事例をあげてみよう。

横滬は築造年代が不明である。元は城前郷に居住していた林孔川が所有していたが、願人の祖先が共同して購入したものであると伝えられていた。林孔川の子孫にこの旨を正してみたところこれに誤りはなかったが、譲渡した年代および譲渡価格については不明であったという。南郊は100年前までは城前郷の林潘という者が所有していたが、願人の祖先が共同して購入したものであると伝えられていた。その価格は明らかではないものの約10圓内外であったという。

3) 鎮海灣

鎮海郷 鎮海郷には離島部の員貝嶼と鎮海とが含まれる。員貝に共同所有による2基、鎮海に個人所有の1基があった(表9)。員貝の石滬は、100年前、願人らの祖先が漁業を目的として鎮海郷よりこの地に移住し、各々を個別に共同して開拓したとされる。鎮海郷にある萬丈尾滬は10年前、願人自ら築造した新しい石滬であった。築造には5、6年の年月を費やしたという。

岐頭郷 岐頭郷には7基の石滬があった(表10)。このうちの螺仔礁、北苓、海馬坪、耕州の4滬の共同所有者は、隣接する港仔郷および鎮海郷の居住者であった。墻仔坪、父子滬の2滬は岐頭郷の居住者が共同で所有していた。他村からの入漁(地先漁場の借用)という興味深い利用形態であった。

4) 赤崁灣

大赤崁郷 本郷には14基の石滬があり、合計70名が共同所有者に名を連ねていた(表11)。東滬と新滬仔以外の12滬は4～7名の共同所有で維持されていた。各所有者が関わる石滬の数は1～3滬であり、郷全体で平等に石滬利用がなされているといえる。大赤崁郷の石滬の中には持分を買収した以下のような3つの事例が残されている。

下溝榜滬は、この郷にいた涂計ほか5名の祖先が共同して開拓したものであり、それ以降は慣行漁場として継承されてきたが、20年前、涂計の持分を魏昌が40圓で買収した。

狗母滬は、林旺ほか4名の祖先が共同で開拓した。以来、慣行漁場として代々継承されてきたが、12年前、鄭主が林旺の持分を30圓で買収した。

表9 鎮海郷における石滬の所有

所有者	番戸	滬仔	大滬	萬丈尾滬	関係する石滬の数
		6名(6株)	7名(6株)	1名	
陳 悔	4	○			2
王 榮	5	○	○		2
陳 仲	7		○(0.5)		1
陳 季	8		○		1
王 賜	9		○		1
陳 才	10	○	○(0.5)		2
王 法	11	○			1
王 涼	13	○			1
王麒麟	16		◎		1
王 熊	19	◎	○		2
陳 耕	20			◎	1

注) ◎は漁業権免許申請の代表者を表す。

()の数字は持分数(株数)を表す。数字のないものはすべて1とする。

(台湾総督府公文類纂大正4年第47巻殖産(水産)の石滬漁業権免許申請書類より作成)

表 10 岐頭郷における石滬の所有

所有者	番 戸	螺仔礁	北 荅	海馬坪	耕 州	後 滬	墻仔坪	父子滬	関係する 石滬の数
		17名(20株)	12名(12株)	9名(9株)	6名(6株)	10名(9株)	6名(8株)	4名(5株)	
呂 和	港仔郷 12	○							1
張大吉	〃 13	◎							1
呂天送	〃 13		○						1
呂 誥	〃 15	○	◎	○					3
張 才	〃 22		○						1
張 汀	〃 22			○					1
洪自保	〃 30	○							1
林 定	〃 38	○							1
呂私直	〃 38	○(2)							1
洪 橋	〃 41	○	○(0.5)						2
張大吉	〃 43			○					1
洪 網	〃 44	○							1
呂 協	〃 47	○	○	○					3
呂 寶	〃 48	○							1
林 傑	〃 54		○						1
林 群	〃 58	○							1
林 川	〃 59	○		○					2
林 爰	〃 59		○						1
林 泉	〃 60	○(2)							1
洪氏巧	〃 61		○						1
林 修	〃 61	○	○						1
李 向	〃 71		○						1
林 成	〃 81			◎					1
郭國桓	〃 87			○	○				2
蕭 滾	〃 105					○(0.5)			1
呂 山	〃 107	○(0.5)							1
蕭 沙	〃 109				○				1
蕭 仄	〃 115				○				1
蕭 運	〃 118			○					1
蕭 泉	〃 119				○				1
蕭 寮	〃 120		○		◎				1
蕭 頭	〃 129				○				1
陳 夯	鎮海郷 34	○	○(1.5)						2
陳 墩	〃 34			○					1
陳 炎	〃 37					○			1
陳清駿	〃 39	○(3)							1
陳龍勇	〃 43					○			1
洪復吉	岐頭郷 25					○	○(1.5)		2
郭 音	〃 26					◎(0.5)	○(1.5)		2
郭氏綱	〃 29					○(0.5)			1
李明竹	〃 42						○(0.5)		1
陳天周	〃 44					○(0.5)	◎(3)		2
郭 馬	〃 47					○			1
郭只壇	〃 48					○(2)			1
郭忠征	〃 52							○	1
郭 榜	〃 53					○		○	2
郭 庇	〃 54						○	◎(2)	2
郭 良	〃 56						○(0.5)	○	2

注) ◎は漁業権免許申請の代表者を表す。

() の数字は持分数 (株数) を表す。数字のないものはすべて1とする。

(台湾総督府公文類纂大正4年第47巻殖産(水産)の石滬漁業権免許申請書類より作成)

表 11 大赤崁郷における石漚の所有

所有者	番戸	新 漚		大漚漚	西橋仔漚	礁仔漚漚	下漚漚漚	半流仔漚	東萬金漚	狗母漚	到港仔漚	半洋仔漚	新漚仔	鎮丁漚漚	東 漚	新漚仔	関係する 石漚の数
		5名(6株)	7名(7株)														
吳火	2																
涂礼	5																
涂香	6																
鄭帆	7																
林春	10																
吳旺	11																
陳放	19																
鄭賜	20																
魏養	21																
葉木	24																
楊普	28																
鄭如	29																
鄭和	32																
朱祖品	34																
鄭講	37																
鄭卓	38																
鄭春來	45																
鄭仲	54																
鄭允	57																
林天水	58																
楊堯	59																
鄭主	60																
吳榮	61																
楊肚	63																
楊虎	63																
魏昌	68																
陳貴	70																
鄭寬	74																
魏彩	75																
魏持	75																
張無	82																
邱傳	84																
涂恩	86																
邱振柱	86																
魏候	88																
張斤	91																
涂鏡牛	100																
張裕	102																
邱秋	103																
涂相堂	106																
涂鹹牛	108																
石江	111																
吳養	118																
陳留	125																
鄭真文	130																
林房	131																
鄭士	138																
楊旺	141																
王賜	142																
張琴	143																
涂得喜	145																
謝采	148																
邱文根	149																
許春	151																
涂場	153																
涂慶	153																
涂委	154																
謝助	155																
鄭祐	156																
涂農	156																
涂力	158																
涂權	158																
張清錦	159																
黃泉	160																
涂振作	165																
楊敏	166																
涂翠	168																
陳錦	170																
陳德勝	170																
張玉盤	180																

注) ◎は漁業権免許申請の代表者を表す。
()の数字は持分數(株數)を表す。数字のないものはすべて1とする。
(台湾總督府公文類纂大正4年第47卷殖産(水産)の石漚漁業権免許申請書類より作成)

表 12 小赤炭郷における石滬の所有

所有者	番戸	到土仔滬	潭仔滬	改仔門滬	関係する石滬の数
		7名(5株)	10名(7株)	8名(65株)	
林 義	?			○(7.5)	1
林 前	7	○(0.5)			1
林 葉	8		◎(0.75)		1
林 猴	9		○(0.75)	○(7.5)	2
呂 統	13	◎			1
林 銳	14		○(0.5)	○(10)	2
許見朱	15		○(0.5)		1
呂 名	17			○(5)	1
陳 景	18		○(0.5)		1
許 音	19	○(0.5)		◎(10)	2
陳 長	21	○(0.5)			1
呂 權	22		○(0.5)		1
呂 象	27		○	○(5)	2
呂 溪	29		○		1
吳 江	34	○			1
呂 禎	35		○	○(10)	2
吳 寅	37		○(0.5)		1
呂 慶	44	○			1
許 墘	47	○(0.5)			1
許天生	48			○(10)	1

注) 西滬については所有関係の文書が保存されていないので省略した。
◎は漁業権免許申請の代表者を表す。
()の数字は持分数(株数)を表す。数字のないものはすべて1とする。
(台湾総督府公文類纂大正4年第47巻殖産(水産)の石滬漁業権免許申請書類より作成)

小赤炭郷 4基の石滬があった。表12はこれらの石滬の所有関係を示したものである。このうち西滬については所有関係の文書が保存されていないので表から省いた。この石滬は前述した大赤炭郷の西滬の可能性もある。3基の石滬には20名が所有者として関与していた。3基はそれぞれ7名、10名、8名による共同所有であった。20名のうち1基の石滬に関与する者が15名、2基に名を連ねる者が5名となっており、郷全体できわめて平等な所有形態が形成されていたとみることができる。

鳥嶼郷 白沙島の東方5kmに位置する鳥嶼には石滬が13基あった。120年前(1795年頃)、大赤炭郷の住民10数人が漁業目的で鳥嶼へ移住した。そして共同で石滬を築造した。戸数は、その後、主として分戸によって増加し、44戸となった。各戸のほとんどが各々共同して持分を所有した。その後も持分の売買等はなく、慣行漁場として継承されている。表13は鳥嶼の石滬の所有関係を示したものである。復命書に記載されている通り、鳥嶼の住民44名が共同所有者として名を連ねている。西汕仔滬には、大赤炭郷と小赤炭郷の居住者が共同所有者に含まれていた。

5) 瓦硲灣

瓦硲郷 瓦硲郷には7基の石滬があった。共同所有者の総数は28名であるが、25名が1基の石滬に関与している(表14)。月眉は約100年前、戴像、呂善、許田、許合成、方尚の5名の祖先によって開拓された石滬であった。慣行漁場として代々継承されてきたが、6、7年前に呂善の持分を許寛が買受け、10年前には許田の持分を許糧が買入れた。漁業権免許申請時には戴像、許寛、

東滬と西滬(西滬については文書が保存されていない。詳細は不明である。これを加えると、大赤炭郷には石滬が15基あったことになる)の石滬はいずれも同じ21名によって共同所有されていた。2基とも89年前に、申請代表者の鄭良文の祖父藍五金ほか20名が共同で460圓余りを投じて築造した。以来、慣行漁場として継承されてきた。これら2基については、共同所有者の変更について、年代と理由が詳述されている。ほとんどが代々父親から継承した。1名の者(涂鉄牛)は父の涂元より持分を譲り受けたが、涂元自身は同じ大赤炭郷の鄭三福という人物が所有していた持分を買っている。

なお、買い取りの事例は、大赤炭郷のこれら3例のほか、通梁灣通梁郷、後述する瓦硲灣瓦硲郷、後寮郷、吉貝灣吉貝郷で確認することができた。

表 13 烏嶼郷における石漚の所有

所有者	番 戸	内新漚 7名(7株)	大 漚 9名(8株)	新 漚 7名(8株)	南日利 8名(7株)	外新漚 9名(9株)	南益利 9名(9株)	東 漚 12名(12株)	桶門漚 5名(5株)	半流漚 6名(7株)	新漚仔 1名	白沙仔漚 6名(7株)	新漚漚 7名(7株)	西油仔漚 12名(9株)	関係する 石漚の数
鄭 上	1			◎(2)						◎		◎(2)			3
鄭 奕	2		○	○	○		◎			○					5
鄭 算	2									○					1
鄭 皎	3		○												1
陳 春	5						○					○			2
吳 古	6							○						○(0.5)	2
鄭 燕	6		○				○							○(0.5)	3
吳 佃	6			○										○(0.5)	2
林 獅	8							○							1
林 寮	8				○										1
林 勝	9				○										2
林 科	9													○	1
陳 熊	10		○		○(0.5)		○			○			◎		5
鄭 守	11			○	○							○	○		4
涂 泰	12											○			1
吳 陶	13		○												1
鄭 普	16							◎							1
魏 勤	18							○	◎						3
魏 企	18												○		1
石 評	19										◎				1
鄭 斤	21		○												1
涂 泰	22									○					1
石 頂	23							○							2
石 智	25		○							○					2
林 諤	27											○			1
鄭 女	31				○										2
鄭 林 梅	32														1
陳 添	33			○(2)				○							2
魏 博	33														1
魏 勇	34				○			○						○(0.5)	5
魏 泰	34		○	○(0.5)	○(0.5)		○			○(2)					5
魏 晚	34			○(0.5)											1
鄭 唇	34				◎									○	3
吳 鈺	37							○						○(0.5)	2
陳 運	38									○					1
涂 留	38											○			2
黃 順 海	40		○										○	◎	4
吳 榮 柱	40			○											2
吳 添	41							○					○		3
吳 喜	41												○		2
吳 興	42		○					○							2
吳 送	42												○		2
吳 流	43			◎(0.5)								○			2
吳 權	44		◎	○(0.5)					○						3
陳 長	小赤崁郷21													○(0.5)	1
藍 榮	大赤崁郷65													○	1
邱 秋	々 103													○	1
三太子爷	々 122													○	1

注) ◎は漁業権免許申請の代表者を表す。
 () の数字は持分數(株數)を表す。数字のないものはすべて1とする。
 三太子爺は大赤崁郷の藍榮と邱秋が管理した。
 (台湾總督府公文類纂大正4年第47卷殖産(水産)の石漚漁業権免許申請書類より作成)

表 14 瓦硯郷における石滬の所有

所有者	番 戸	月 眉	大 滬	水仔尾	大滬南	死人墓	半 肺	双港仔墘	関係する 石滬の数
		5名(5株)	5名(6株)	3名(4株)	5名(6株)	7名(6株)	4名(5株)	2名(2株)	
呂 里	2				◎				1
方 望	3		○						1
方 尚	20	○							1
方 達	20					◎			1
許 權	25	○							1
張有如	29				○				1
洪朝和	30					○(0.5)			1
呂 尋	30					○(0.5)			1
許令咸	32	○							1
張猪母	34			◎(2)					1
張 元	35			○					1
吳壬辰	39				○				1
許 察	41						○		1
許 由	42					○	◎(2)		2
鄭 槌	44					○	○		2
呂 老	44							◎	1
許 寬	45	○							1
呂 桂	47				○(2)				1
吳 義	48		○						1
吳 庸	50		○						1
吳 猛	50		○						1
吳文仁	51		◎(2)	○					2
呂 恕	53						○		1
戴 像	54	◎							1
呂 淵	?				○				1
呂 豹	?					○			1
許 載	?					○			1
葉 柱	後寮郷 28							○	1

注) ◎は漁業権免許申請の代表者を表す。

() の数字は持分数 (株数) を表す。数字のないものはすべて1とする。

(台湾総督府公文類纂大正4年第47巻殖産(水産)の石滬漁業権免許申請書類より作成)

許糧、許令咸、方尚の5名の願人が輪番で利用していた。大滬南は5名による所有であった。願人の一人呂壬辰は20年前、5圓で持分を買受けた。

死人墓は、50年前に願人の父祖の代に共同開拓され、以来慣行漁場として継承されてきたが、数年前に一部が破壊した。その後、放棄されたままであったが、1914（大正3）年に漁業規則の発布があり、これを機に修復がなされ、漁業権の出願にいたった。漁場を確保するためのこのようないわば駆け込み的な出願もみられたのである。

後寮郷 後寮には23基の石滬があった（表15）。21基が台湾海峡に面する側、残り2基が澎湖内湾側にあった。2基（西勢坪、畏泥滬仔）が個人所有、21基が共同所有であった。共同所有者が最も多い新滬で7名であり、ほとんどが3名から5名で共同所有されていた。共同所有者に名を連ねる58名のうちの38名が1基の石滬だけに関わっていた。後寮の所有形態の特徴として、同姓のみによる所有をあげることができる。すなわち、洪姓のみで所有されている石滬が3基、林姓および方姓のみで所有されている石滬が2基ずつ、顔姓のみ、許姓のみが1基ずつあった。いわゆる宗族による所有がなされていた可能性を読みとることができる。以下にその事例を示そう。

東畔滬は方麟と方鵝の兄弟が所有しているが、30年前に死亡した方徳という人物も加わっていた。もともと彼らの祖先が築造した。方徳が死亡したためこの持分を方麟が買受けた。したがって、持分は、方麟が3分の2、方鵝が3分の1となり、2名の輪番制がとられている。無主観光は、漁業権免許を願い出た3名の父親、すなわち方新駕の父、方螺金、方神庇の父、方計および方麟の父、方注法が共同で開拓した。その後、経営は維持されたが、父親がいずれも死亡したことによって息子3名が相続した。

新滬は20年前に現在の願人である洪議、洪麟、洪教、洪群、洪明廳、洪丕、洪毅の7名が共同して築造した。以降、輪番利用を続けてきたが、復命書が提出される2か月前の1914（大正3）年7月、洪明廳が死亡したため、その持分を長男洪章が継承した。共同所有者のうちこれに異議を唱えるものはいなかった。

漁業権免許申請をよい機会としてとらえ、すでに破損していた石滬を修繕し、申請に間に合わせた（あるいは間に合わせたと考えられる）事例もいくつか残されている。

深滬は、願人らの祖先が100年前に共同開拓し、代々継承されてきた。15年以上前に波浪のために破壊され、そのまま使用されずにいたが、漁業規則の発布とともにこれを修築しつつあった。西勢坪は5、6年前から多少破損し、漁獲はなかったが、1913（大正2）年に80圓を投じて修繕した。瀬仔頭も修繕をして免許申請に至った事例といえるかもしれない。この石滬の築造された年代は不明であるが、5名の願人のうち呉記を除く4名の祖先が共同して築造したことが明らかであった。17、8年前、破損し、その後放棄されていたが、数年前に呉記と協議のうえ、呉記一人が出資して修復した。その後、呉記を加えた5名で輪番利用してきた。

6) 吉貝灣⁽⁴⁾

吉貝郷 吉貝嶼は、白沙島の北方5.5 kmに位置する澎湖列島北縁の離島である。面積約3.1 km²、最高点は16 mの低平な小島である。耕地面積はわずかであり、島唯一の郷である吉貝郷は漁業と出稼ぎが中心の集落であった。

石滬は周辺に70基あった。表16は持分数（株数）別の石滬の数をあらわしたものである。70基のうち持分数が最も少ない石滬は外碇礁と呼ばれる石滬の1株、これに対して最も多いものは礁坪仔の33株（ただし、所有者数は27人、うち6人がそれぞれ2株を所有）であった。4株から7株までの石滬が32基をしめた。190名の男性が、1基あるいは複数基の石滬に共同所有者として

表 15 後寮郷における石滬の所有

所有者	番 戸 4	淀 崙 4名(4株)	東 畔 滬 2名(3株)	無 主 滬 光 3名(3株)	後 面 外 滬 4名(4株)	西 勢 埤 1名	石 滬 邊 2名(13株)	大 崎 泥 目 2名(3株)	新 滬 7名(7株)	順 風 礁 1名(7株)	滬 仔 尾 4名(4株)	白 虎 洲 5名(5株)	漚 頂 1名	漚 港 滬 仔 4名(4株)	新 滬 4名(4株)	滬 仔 頭 5名(5株)	溝 口 5名(5株)	碎 仔 滬 5名(5株)	碎 礁 4名(4株)	深 滬 4名(6株)	鶯 歌 礁 4名(5株)	大 埤 頭 3名(4株)	西 勢 下 滬 4名(4株)	關 係 する 石 滬 の数 2
許 樺	4																							2
葉 彩	13																				◎	◎(1.5)		2
葉 泰 長	13																					◎		1
顏 照	18											○												1
顏 碧 定	19											◎												1
顏 榜	19											○												1
顏 孔	21											○												1
顏 座	22											○												1
陳 約	30																					◎(2)		1
宋 求	41											○												1
許 仁	56																							1
許 慰	57																							1
方 鶴	59																							1
顏 敏	66																							1
許 切	77																							3
宋 群	80																							2
許 軒	85																							1
許 池	86																							1
許 三 發	89																							1
方 神 庇	103											◎												1
方 麟	108																							2
方 興	110																							2
宋 脩	115																							1
方 柱	124																							1
許 棉	139																							1
許 蘭	144																							1
洪 敦	156																							5
許 篤	158																							1
洪 崇 電	167																							1
許 興 倫	170																							2
方 良	184																							2
鄭 宋 帶	186																							1
宋 賜	186																							1
盧 榮	190																							1
吳 記	191																							2
方 新 駕	194																							2
葉 輝	204																							3
許 自 發	208																							1
許 自 隱	208																							1
方 開 風	209																							2
洪 情	217																							3
洪 同 四	217																							1
洪 林	218																							1
洪 羣	221																							3
洪 議	222																							2
洪 鶴	223																							1
洪 敦	226																							1
洪 丕	228																							1
洪 麟	229																							1
洪 毅	321																							1
林 順	235																							2
林 京	236																							1
林 元	236																							2
林 連	239																							2
洪 明 廳	243																							1
許 諒	?																							1
林 都	通 梁 鄉 22																							1

(注) ◎は漁業權免許申請の代表者を表す。
 ()の数字は持分數(株數)を表す。数字のないものはすべて1とする。
 (台湾總督府公文類纂大正4年第47卷殖産(水産)の石滬漁業權免許申請書類より作成)

表 16 持分(株)数別の石漚の数

持分(株)数	石漚数
1	1
2	2
3	2
4	8
5	9
6	7
7	8
8	5
9	4
10	4
11	4
12	2
13	1
14	4
15	1
16	2
17	1
18	1
19	0
20	3
33	1
計	70

田和(2006)による。
 (台湾総督府公文類纂大正4年第47
 卷殖産(水産)の石漚漁業権免許申
 請書類より作成)

表 17 吉貝郷における持分(株)
 数別所有者数

持ち株数	人数(人)	比率(%)
1	69	36.3
2	34	17.9
3	27	14.2
4	18	9.5
5	10	5.3
6	6	3.2
7	9	4.7
8	7	3.7
9	1	0.5
10	3	1.6
11	1	0.5
12	2	1.1
13	0	0
14	2	1.1
15	1	0.5
計	190	100

田和(2006)による。
 (台湾総督府公文類纂大正4年第47
 卷殖産(水産)の石漚漁業権免許申
 請書類より作成)

名を連ねている。表 17 はこれら 190 名が何基の石漚の持分を有しているかをまとめたものである。本表から明らかなように、1 基の石漚だけに持分を有する者が最も多く、人数は全体の 3 分の 1 以上にあたる 69 名におよんだ。最高は 15 基に対して持分を有する者であった。9 基～15 基に対して持分を有する者は、合計 10 名いた。

特徴的な石漚の所有形態についてみておこう。

吉貝嶼には宗教施設を維持・管理する費用を捻出するために構築された石漚が 5 基あった。碗仔漚、礁坪仔、西坪口、旧漚、下西尾がそれらである。

碗仔漚は 11 名によって共同で所有されていた。200 年前に願人の祖先が、廟宇の油代および線香代を寄付する目的で、共同で築造したものであった。その後、代々慣行漁場として経営されてきた。寄付金額は一定しないものの経費の全部を毎年この石漚の所有者で割り当て、各自が支出してきた。持分は他人に売買、譲渡することはできなかった。

礁坪仔は 28 名の共同所有であった。築造年代は不明であるが、碗仔漚と同様、廟宇の修繕費をまかなう目的で願人らの祖先が共同して築造したものであった。西坪口は 100 余年前、廟宇の修繕費を寄付する目的で築造された。14 名が共同で所有した。持分の分配方法は、漁獲高から 24 圓を引き、これを閩帝廟へ寄付した。残額を 16 に割り、1 分を観音廟へ、他の 1 分を帝君廟へ寄付した。その後、14 等分した。西坪口の所有者は、他に旧漚と新漚という 2 基の石漚も所有していた。このうち旧漚は、西坪口と同様に 100 余年前、廟宇修繕費を寄付する目的で築造された。西坪口とまったく同じように漁獲金額を配分した。下西尾は 18 名が所有する石漚であった。これは願人の祖先が吉貝郷に移住した当時、閩帝廟の建設資金を得る目的で築造されたものであった。まず、漁獲高の 20 分の 4 を引き去り、これを廟に寄付した。残額は願人の持分に応じて分配する慣

表 18 石滬所有者の月間操業日数

A: 1基に関わる所有者		B: 2基~4基に関わる所有者			C: 5基~8基に関わる所有者				D: 9基~15基に関わる所有者				
日	(人)	日	2基(人)	3基(人)	4基(人)	日	5基(人)	6基(人)	7基(人)	8基(人)	石滬数	人数	月間操業日数
1	—	1	—	—	—	14	2	2	—	1	9基	1	43日
2	—	2	1	—	—	15	—	—	—	1	10基	3	22日, 27日, 37日
3	—	3	1	—	—	16	—	—	1	—	11基	1	47日
4	3	4	1	—	—	17	3	—	3	—	12基	2	29日, 36日
5	6	5	6	5	—	18	—	—	1	—	13基	なし	
6	7	6	4	5	—	19	—	—	—	—	14基	2	56日, 57日
7	8	7	5	1	—	20	—	1	2	2	15基	1	42日
8	15	8	3	3	1	21	2	1	—	—			
9	5	9	3	4	3	22	1	—	—	—			
10	5	10	4	4	3	25	—	—	1	—			
11	2	11	2	1	1	30	2	—	—	—			
12	4	12	2	1	1	31	—	—	—	—			
13	1	13	—	—	4	32	—	1	—	—			
14	1	14	1	1	2	33	—	1	—	—			
15	1	15	1	1	2	34	—	—	—	—			
16	3	16	—	—	—	35	—	—	—	1			
17	2	17	—	1	—	36	—	—	1	—			
18	1	26	—	—	1	37	—	—	—	—			
33	5	計	34	27	18	38	—	—	—	1			
計	69					61	—	—	—	1			
						計	10	6	9	7			

田和 (2006) による。
 (台湾総督府公文類纂大正4年第47巻殖産(水産)の石滬漁業権免許申請書類より作成)

行となっていた。なお、下西尾の所有者らは、他に門前滬仔、磗頭滬仔の2基を共同所有していた。

関帝廟や帝君廟などが村廟であったのか、あるいは小字や一部の集団の発願で設けられたものなのかは明確にできていない。しかし、持分を所有するものが同一姓に限られていないことと、所有者の居住地が番地(番戸)からみて郷内に分散していることの2点から判断すると、これらの廟は村廟的な宗教施設であり、島民全員がこれらの維持管理にかかわっていた可能性が高い。

次に漁業者の持分数と漁場利用について考えたい。石滬の利用は一般に持分を所有する者が毎日交替で使用される輪番制が採用されている。そこで、石滬に関わる190名が月間に何日の操業日数を有するか検討した。

表18は各漁業者の月間操業日数である。これは、各自が関わっている石滬の持分数を確認し、輪番で操業が与えられた場合、1か月(30日間)に何日操業できるかを算出したのち、各石滬での操業日数を合計したものである。1基の持分しか所有していない者が関係する石滬は合計37基あった。これらの石滬は、礁坪仔(33株)を除くと、いずれも4株から18株で運営されるものであった。したがって所有者各人の月間出漁日数は、最低で1ないしは2日間、最高でも7ないし8日間にとどまる。また、2~4基に関係する者79名のうち77名が15日以下の操業日数であった。石滬がたとえ効率がよく好漁を見こめる漁具であったとしても、このような月間操業日数では石滬の漁獲だけで生活を維持することは困難であったと思われる。

月間の操業日数が31日以上のは、6基に関わる所有者から初めてみられた。合計16名であった。特に操業日数が多い者は、8基に関わる1名(61日)、14基に関わる2名(56日と57日)

などであった。毎日の出漁が可能な場合のみが専業者であると仮定すると、専業者は全体のわずか8.5%にすぎないことになる。とはいえ、1人がかなり多くの石滬に関わる所有形態は吉貝郷の特徴といえることができる。

6. まとめ—「おわりに」にかえて

ここまで台湾における石滬の3つの集中地域をとりあげ、1910年代の石滬の利用形態と所有形態について、漁業権免許申請書類を拠り所にしなが、考察をすすめてきた。漁場や漁具の利用形態や所有形態について文書資料を中心として分析することにはおのずと限界があった。ここではこれまで明らかになった諸点と今後の研究課題を掲げることによって「おわりに」にかえたい。

石滬の所有には、地域の生業がいかなるものであったのかを理解して進めることが求められる。石滬は主要な漁業手段たりえたのか、あるいは農業との併営のなかで、いわば農業者の「おかずとり」の場として利用されたのか、それにとどまることなく複合的な生業形態（安室2012）として家計を支えるための一助をなしたのであるか。小論ではこのことについていくつかの点を明らかにすることができた。それは各地における所有形態の相違であった。

芝蘭沙崙仔の主たる生業は農業であり、当時より4世代くらい前に石滬が共同で築造されたことを鑑み、石滬は基本的には自家消費用の魚類を獲得するために使用されたと考えた。余剰分は販売されたかもしれない。石滬からの収益がきわめて大きかったとするならば、複数基を個人で所有する者がそれらを別の住民に貸与するという沙崙仔の利用方法は理解しにくい。収益が上がる生業であるならば、人を雇い、労働力を確保したうえで個人所有を維持した方が適しているからである。ただし、苗栗県外埔での聞き取り調査時の事例にあるように、「戦前期には、1基を7人で共同利用すれば、生活が十分できた」とする事実とは矛盾を抱えることになる。このあたりの究明は今後の研究課題としたい。

なお、芝蘭沙崙仔では、石滬を個人が買収することによって、所有者は特定の者に集中する傾向が出現していた。こうした所有者は、石滬を他人に貸与して賃貸料を得た。彼らは富裕な農民層であると筆者は考えた。他方、苗栗県外埔では石滬の持分（株）は基本的には男系親族が継承した。世代を越えて1株が次世代の複数者に分割して継承されることもあった。結果として、このルールが、1989年の聞き取り事例のように、1人が石滬を利用する（巡滬）回数を極端に減らす結果を招いた。ルールが有名無実化する背景には、漁獲成績の極端な減少があったと考えられる。

澎湖列島北部各郷の石滬の所有形態には2つの対照的な特徴が見出された。ひとつは赤崁湾小赤崁郷や瓦硯湾後寮郷でみられたような、1人が関わる石滬の数が1滬に保たれており、いわば郷全体で石滬利用が平等になされているといえるもの、もうひとつは吉貝嶼に見られた、1人がかなり多くの石滬に持分を有している形態である。このような石滬への依存度の違いは、すでに議論したように、基本的には地域が農業を主たる生業としたか否かに帰結するであろう。吉貝は漁業に依存せざるを得なかった島嶼であり、所有者ごとに関与する石滬数が異なる（持分の多寡）理由は、当時、吉貝で経営されていた漁業種類と石滬所有者のそれへの関わり方を分析することによって解明できるであろう。

石滬の共同所有形態には、大きく分けて地縁的なつながりによるものと、宗族あるいは親族を中心としたものの2タイプがみとめられた。澎湖では宗族による共同所有と考えられる石滬がみられた。また、宗教施設を維持するための費用を集める目的で共同所有されていた石滬が芝蘭沙崙仔と澎湖でみられた。1995年の澎湖列島調査時には、実際に使用されていた石滬のなかに、上記の

2 タイプの所有形態があり、宗教施設の維持を目的として利用され続けている石滬群もあった。現地調査で得た知見をふまえ、いわば「現代をして過去を語る」可能性をさらに探ることも今後の研究課題としたい。

注

- (1) 2010年3月の現地調査の際、地元の生物・環境学者であり石滬研究者である洪國雄氏から聞き取った。
(2) 本章の記述の一部は、田和(2010)において事例として考察したものである。
(3) 滬は「水隈」、すなわち沿岸の集落をさす。村または庄に該当する行政単位といえる。澎湖列島には明治時代末期まで13滬があり、そのもとに数10戸の家を単位とした「社」が82あった。日本が台湾を統治して以降、社は「郷」に改められたが、しばらくの間、滬という旧称も併用された(井田 1911)。
(4) 本節の記述の一部については、田和(2006)からの引用を含んでいる。

参考文献

- 井田麟鹿(1911)『澎湖風土記(全)』、秀光社、116 p.
古閑義康(1917a)「澎湖廳漁村調査(1)」、台湾水産雑誌 13、pp. 35-51.
古閑義康(1917b)「澎湖廳漁村調査(2)」、台湾水産雑誌 14、pp. 46-66.
古閑義康(1917c)「澎湖廳漁村調査(3)」、台湾水産雑誌 15、pp. 84-118.
古閑義康(1917d)「澎湖廳漁村調査(4)」、台湾水産雑誌 16、pp. 56-86.
古閑義康(1917e)「澎湖廳漁村調査(5)」、台湾水産雑誌 17、pp. 22-54.
古閑義康(1917f)「澎湖廳漁村調査(6)」、台湾水産雑誌 18、pp. 38-55.
古閑義康(1917g)「澎湖廳漁村調査(7)」、台湾水産雑誌 19、pp. 39-50.
古閑義康(1917h)「澎湖廳漁村調査(8)」、台湾水産雑誌 20、pp. 23-42.
古閑義康(1917i)「澎湖廳漁村調査(9)」、台湾水産雑誌 21、pp. 35-56.
古閑義康(1917j)「澎湖廳漁村調査(10)」、台湾水産雑誌 24、pp. 39-57.
古閑義康(1918a)「澎湖廳漁村調査(11)」、台湾水産雑誌 25、pp. 22-48.
古閑義康(1918b)「澎湖廳漁村調査(12)」、台湾水産雑誌 26、pp. 23-49.
古閑義康(1918c)「澎湖廳漁村調査(13)」、台湾水産雑誌 27、pp. 31-53.
古閑義康(1918d)「澎湖廳漁村調査(14)」、台湾水産雑誌 28、pp. 40-61.
古閑義康(1918e)「澎湖廳漁村調査(15)」、台湾水産雑誌 29、pp. 36-62.
田和正孝(1990)「台湾北西部における沿岸漁場の利用—その予察的報告」、西日本漁業経済論集 31、pp. 87-98.
田和正孝(1997)「澎湖列島の石干見漁業—伝統的地域漁業の生態」、浮田典良編『地域文化を生きる』、大明堂、pp. 1-27.
田和正孝(1998)「石干見漁業に関する覚え書き—台湾における石滬の利用と所有」、秋道智彌・田和正孝『海人たちの自然誌—アジア・太平洋における海の資源利用』、関西学院大学出版会、pp. 153-182.
田和正孝(2003)「澎湖列島における石滬の漁業史的な位置づけと新たな意味の付与」、関西学院史学 30、pp. 1-37.
田和正孝(2006)「1910年代における澎湖列島北部の石干見漁業—台湾総督府文書石滬漁業権申請書類の分析を通じて」、人文地理 58-1、pp. 73-90.
田和正孝(2010)「1910年代における台湾本島の石滬漁業」地理 55-2、pp. 76-85.
西村朝日太郎(1980)「生きていた漁具の化石—台湾、澎湖島を訪ねる」、民族学研究 45-1、pp. 51-52.
澎湖廳水産課(1932)『澎湖廳水産基本調査報告書』、澎湖廳、832 p.
安室 知(2012)『日本民俗生業論』、慶友社、511 p.

(台湾語文献)

- 陳 憲明(1992)「1個珊瑚礁漁村の生態：澎湖島嶼的研究」、地理研究報告(国立台湾師範大学地理研究所) 18、pp. 109-158.
陳 憲明(1995)「澎南地区五德里廟産の石滬與巡滬の公約」碇碇石 1、pp. 4-10.
陳 憲明(1996a)「西嶼緝馬湾の石滬漁業與其社会文化」碇碇石 2、pp. 2-14.

- 陳 憲明 (1996b) 「澎湖群島石滬之研究」、地理研究報告 (国立台湾師範大学地理研究所) 25、pp. 117-140.
- 陳 正哲 (2006) 「澎湖土生土長之砌石技術研究—原生建築系列研究 (一)」、紀麗美編『澎湖研究第五屆學術研討會論文集』、澎湖縣文化局、pp. 59-73.
- 紀麗美編 (2006) 『澎湖研究第五屆學術研討會論文集』 (澎湖縣文化資產叢書 148)、澎湖縣文化局、185 p.
- 顏 秀玲 (1992) 『澎湖群島吉貝村和赤崁村漁撈活動的空間組織』 (国立台湾師範大学地理研究所碩士論文)、国立台湾師範大学地理研究所、149 p.
- 顏 秀玲 (1996) 『漁鄉生活拾掇 赤崁和吉貝漁撈活動的空間組織』 (澎湖縣文化資產叢書 28)、澎湖縣立文化中心、182 p.
- 謝 英從 (2001) 「外埔石滬與平埔族、澎湖移民—外埔朱家石滬契書談起」、台湾文献 52-2、pp. 341-356.
- 洪 國雄 (1999) 『澎湖的石滬』 (澎湖縣文化資產叢書 65)、澎湖縣立文化中心、257 p.
- 洪 國雄 (2006) 「推展石滬文化觀光的作為」、紀麗美編『澎湖研究第五屆學術研討會論文集』、澎湖縣文化局、pp.147-160.
- 王國禧・陳正哲 (2006) 「澎湖石滬之築造開拓年代初探」、紀麗美編『第六屆澎湖研究學術研討會論文集』、澎湖縣文化局、pp. 112-125.
- 李 明儒 (2009) 『漁滬文化的起源與分佈』 (澎湖縣文化資產叢書 169)、澎湖縣政府文化局、140 p.
- 梁家祐・李明儒 (2007) 「石滬發展休閒漁業之研究—以澎湖吉貝為例」、碇碇石 48、pp. 14-41.
- 盧 建銘 (2006) 「吉貝石滬群文化地景的永續經營策略」紀麗美編『澎湖研究第五屆學術研討會論文集』、澎湖縣文化局、pp. 49-55.
- 于 錫亮 (2006) 「文化觀光的应用：以澎湖石滬祭為例」紀麗美編『澎湖研究第五屆學術研討會論文集』、澎湖縣文化局、pp. 127-146.